

私（以下「甲」といいます。）及び署名者（第1条第3項にて定義します。）は、株式会社琉球銀行（以下「乙」といいます。）との融資取引（消費者ローンを除く）およびこれらに付随する取引において、りゅうぎん電子契約サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用するについて、以下のりゅうぎん電子契約サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）に同意します。

第1条 用語の定義

- (1) 「サービス提供者」とは、本サービスを提供する日鉄ソリューションズ株式会社をいいます。本サービスは、サービス提供者の電子契約サービス「FINCHUB@absonne」を利用しています。
- (2) 「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいいます。
- ①当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
②当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること
- (3) 「署名者」とは、乙に対し、融資取引（消費者ローンを除く）およびこれらに付随する取引に係る契約書・書類（以下「契約書等」といいます。）に電子署名を行う権限を有する個人をいいます。
- (4) 「電子証明書」とは、署名者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該署名者に係るものであることを証明するためには作成する電磁的記録をいいます。
- (5) 「ID」とは、本サービスを利用する際に、個々の署名者が入力するログイン名をいいます。
- (6) 「パスワード」とは、本サービスを利用する際に、個々の署名者がIDに応じて入力する識別符号をいいます。
- (7) 「PINコード」とは、電子署名を行う際に、個々の署名者が入力する識別符号をいいます。
- (8) 「タイムスタンプ」とは、電子データがある時刻以前に存在していたことと、その時刻以降改ざんされていないことを証明する技術をいいます。

第2条 サービスの内容

本サービスは、乙所定の取引における契約の締結、契約内容の確認等を電子的に行うサービスです。

第3条 利用申込

- (1) 本サービスの利用にあたり、甲は本規定および関連規定の内容を承諾したうえで、お申込み区分「①新規」を選択して「りゅうぎん電子契約サービス」ご利用申込書（以下「申込書」といいます。）を乙所定の必要書類とともに乙に届け出るものとします。また、かかる申込みと同時に、次の各号に定める事項を乙に届け出ます。
 - ①甲の住所（本店所在地）・氏名（商号・代表者名）・融資お届け印（実印）
 - ②署名者の、ショートメッセージサービスが利用可能な携帯電話番号
 - ③甲が法人の場合、甲における署名者の役職および署名者の住所・氏名、ならびに署名者が法人を代表し電子署名を行う権限を有することを証する書類（登記事項証明書・代理人届出・委任状など）
- (2) 甲が提出する申込書の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて申込書の提出を要するものとします。この場合、乙は、既に提出された記載に不備のある申込書を返送・廃棄等して処分することができるものとします。
- (3) 融資お届け印（実印）または申込書において使用する旨届け出られた印章による印影が付された書類については、甲本人の意思を表示したものとみなされるものとします。
- (4) 本サービスは、乙が申込書の内容を承諾した場合に成立します。乙は、本サービスの利用の申込みを承諾する場合は、ショートメールの送信、または書面を交付することにより署名者ごとに発行されるID、初期パスワードを交付します。署名者は、申込書や交付書面に記載したウェブページURLにアクセスし、メールアドレスを登録することにより本サービスの利用を開始できます。
また、契約書等への電子署名にあたり、前項により届け出たショートメッセージサービスが利用可能な携帯電話番号宛に、契約の都度PINコードが記載されたショートメールを送信します。本項によるショートメールが受信できない場合、本サービスを利用できず、乙はこれについて一切の責任を負いません。
- (5) 乙は、本サービスの利用の申込みを承諾しない場合がありますが、その理由については一切開示しません。また、乙は、サービスの利用の申込みを承

諾した場合であっても、対象取引等の申込みを承諾する義務を負いません。

- (6) 届け出ある署名者と甲が同一でない場合、甲は、当該署名者に対し、甲を代理または代表して、本サービスの利用に関するID、パスワード、PINコード等の通知を受領する権限、本サービスを利用して行う電子署名等の一切の行為を行う権限を授与するものとします。
- (7) 甲が法人の場合、甲の借入、保証、担保提供、その他の本サービスを利用して行う電子署名等の一切の行為を行うにあたって、甲はその法人において必要な法的手続および内部手続を経ているものとします。

第4条 サービスの利用時間

本サービスの利用は24時間365日可能です。動作保証時間は月曜日から土曜日までのそれぞれ7:00から23:00（いずれも日本標準時）までとなります。

サービス提供者は、動作保証時間以外の時間帯において、メンテナンス等の事由により、本サービスの利用を一時的に停止する場合があります。

第5条 サービスの利用環境

- (1) 署名者が使用するパーソナルコンピューター（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な乙所定のOSおよびブラウザを備えた端末（スマートフォン等）を含みます。）・モバイル機器（情報提供サービス対応携帯電話機を含み、前述のスマートフォン等は含みません。）等によつては、本サービスを利用することができない場合があります。本サービスの利用には、以下の利用環境が必要です。
- ①【OS】Windows 10、11（PC版ページにおいてはタッチパネルを除く）
 - ②【ブラウザ】Microsoft Edge、Google Chrome
 - ③【モバイル】iOS（Safari）、Android（Google Chrome）
 - ④【回線】Internet SSL
 - ⑤【PDFビューア】Adobe Reader Ver.最新版、Acrobat Reader DC
- (2) 署名者は、インターネットカフェや図書館、ホテルなど、不特定多数の人を利用するパーソナルコンピューターを利用する場合は、入力した情報がパーソナルコンピューターに残ってしまい他人に悪用される可能性があることを理解し、パーソナルコンピューターのセキュリティ設定などに十分留意のうえ、署名者自身の責任において利用します。
- (3) 署名者は、モバイル機器での利用にあたっては、パーソナルコンピューターでの利用同様、セキュリティ等に十分注意します。
- (4) 署名者は、本サービスを利用するため用いたパーソナルコンピューター やモバイル機器についてウイルス感染等の懸念がある場合は、直ちに乙に連

絡します。

- (5) 甲は、本サービスを利用するためには必要な環境の準備・管理等を行うとともに、付帯する一切の費用を負担するものとします。
- (6) 甲、署名者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度、または通信事情につき甲、署名者自身の責任で事前に確認するものとします。外国の法律、制度または通信事情等により契約者が本サービスを利用したことまたは利用することができなかったことに伴い損害が生じたとしても、乙は一切の責任を負いません。

第6条 サービスの利用期間

- (1) 本サービスの利用期間は、本サービスにて契約締結した融資完済後、乙が定める所定の期間とします。利用期間終了後は、本サービスでの契約書等の電子署名・確認・ダウンロードができなくなります。利用期間終了後に本サービスを利用する場合は、甲はお申込み区分の「①新規」を選択して再度申込書を提出します。
- (2) サービス利用期間経過後も、第3条、第11条、第12条、第13条、第17条、第18条、第20条、第21条の規定は、引き続き効力を持つものとします。

第7条 サービスの利用料

甲が債務者（連帶債務の場合、返済用預金口座を届け出ている主たる債務者をいいます。）の場合、本サービス利用手数料を負担するものとします。

本サービス利用手数料の金額については、ホームページへの公表その他適切な方法により公表したものを使用します。

本サービス利用手数料について、乙所定の日に普通預金通帳、総合口座通帳および同払戻請求書ならびに小切手なしで、債務者の返済用預金口座から引き落とし、あるいは借入金から差し引きのうえ、乙へ支払います。

第8条 ID等の取扱い

- (1) 署名者は、ID・パスワードを署名者以外の者が知り得ないよう厳重に管理するものとし、ID、パスワードの不正使用等について、乙は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 署名者は、ID・パスワードについて盗用その他不正使用の恐れがある場合、直ちに乙に連絡します。

第9条 書面の利用

- (1) 甲は、本サービスが利用できない場合またはそのおそれのある場合、もしくは止むを得ない事情がある場合には、乙が指定する方法で乙と書面を取り交わすことにより契約締結等各種手続きを行うことができます。
- (2) 前項の書面を取り交わすことにより契約締結等各種手続きを行う場合、甲は、印紙税法に基づき印紙税を納める義務を負うことがあります。

第10条 電子証明書

- (1) 甲は、電子証明書の発行申請業務を乙に委託することに同意します。
- (2) 電子証明書等は、甲の申請を受けた乙の依頼に基づき、本サービスの認証局である日鉄ソリューションズ株式会社が、日鉄ソリューションズ株式会社が公表する電子契約サービス証明書ポリシー／認証局運用規程（以下、「CP/CPS」といいます）
[\(<https://www.marketing.nssol.nipponsteel.com/contracthub/cpcps/>\)](https://www.marketing.nssol.nipponsteel.com/contracthub/cpcps/)に従って発行、管理、運用するものとします。甲は、電子証明書等の利用にあたり、CP/CPSが規定する甲および署名者が遵守すべき定めに従うものとします。
- (3) 甲及び署名者は、乙と電子証明書の発行機関である日鉄ソリューションズ株式会社との間で、電子証明書の発行及び管理のために必要な範囲内で署名者の個人情報が相互に提供・利用されることを承諾するものとします。
- (4) 署名者は、許可された用途にのみ電子証明書を使用し、第三者に使用させません。
- (5) 署名者は、PINコードを申込書に記載した携帯電話番号宛のショートメッセージサービスにより受領します。
- (6) 署名者は、PINコードを自己の責任において第三者に知られないように厳重に管理します。
- (7) 甲及び署名者は、PINコードについて盗用その他不正利用の恐れがある場合は、直ちに署名者本人より乙に連絡します。
- (8) 署名者は、電子証明書の有効期間（1か月間）が経過した場合にはその使用を停止します。
- (9) 甲及び署名者は、電子証明書の信頼性を損ねる何らかの事象が発覚した場合あるいはサービス提供者側の事情による場合（サービス提供者による電子証明書発行を終了する等）に、通知なしに乙またはサービス提供者の判断で電子証明書を失効させる場合があり、これに一切の請求、異議申し立てを行いません。
- (10) 甲及び署名者は、ID・パスワードについて盗用その他不正使用の恐れがある場合、第19条による本サービス利用契約の解約手続きがあった場合、発行済の電子証明書が失効し、その利用ができないことに同意します。

(11) 署名者は、失効された電子証明書を使用しません。

第11条 電子署名

- (1) 署名者は、サービス提供者が発行する電子証明書を信頼できるものと認め、当該電子証明書を利用して電子署名を行います。
- (2) 前項の電子証明書を利用して行った電子署名による意思表示の効果は、甲に帰属することを確認します。

第12条 電子契約

- (1) 本サービスを利用して締結する各契約は、関係者全員の電子署名が完了した契約書等に記載された日付以降、その効力を生ずるものとします。
- (2) 本サービスを利用して締結された契約は、書面によってされたものとみなします。
- (3) 甲と乙との間で契約内容について疑義が生じた場合には、乙またはサービス提供者が保存する電磁的記録等の内容を正しいものとみなします。
- (4) 甲は、契約に訂正、取下げ、取消などが発生した場合は、所定の手続に従うものとします。

第13条 本人の意思に基づく取引

- (1) 本サービスの利用にあたっては、パソコンコンピューターやモバイル機器からID、パスワードを正確に入力してください。入力されたID、パスワードと本サービスに登録されているID、パスワードとが一致した場合、当該パソコンコンピューターやモバイル機器による本サービスの利用は、署名者の意思によるものとみなします。
- (2) 契約締結においては、署名者に発行された電子証明書に基づき、入力したPINコードにより電子署名することで契約締結が完了した場合には、署名者の意思によるものとみなします。
- (3) 署名者の意思による本サービスの利用は、甲の意思によるものとみなします。
- (3) 本サービスの利用方法については、本規定に定めるほか、乙所定のマニュアル等に定めるものとします。

第14条 届出事項の変更等

- (1) 届出事項を変更する場合および届出の印章を紛失した場合、甲は直ちに乙所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。
- (2) 甲は、署名者に以下の事由が生じた場合には、お申込み区分「②変更」を

選択した申込書を直ちに乙に届け出るものとします。

- ①甲が法人の場合における署名者が死亡、もしくは後見開始の審判を受けた場合等、法人の甲が、契約締結を行う署名者を変更する場合
 - ②法人の甲が、甲における署名者の（契約締結権限を有する）役職を変更する場合、もしくは甲における署名者の（契約締結権限を有する）役職を解任する場合
 - ③署名者が破産手続開始の決定を受けた場合
 - ④前各号に定めるほか、署名者としての権限を喪失した場合
- （3）届出事項の変更は、乙所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとします。

第15条 届出連絡先への通知

- （1）乙は甲に対し、本サービスの利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、甲が乙所定の方法により予め乙に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。
- （2）乙が前項で届け出た連絡先に通知、照会または確認を発信もしくは発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条 権利義務譲渡の禁止

甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡しないものとします。

第17条 反社会的勢力の排除

- （1）甲および署名者は、自らまたは担保提供者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を

していると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 甲および署名者は、自らまたは担保提供者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行なわないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 甲、署名者または担保提供者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明し、甲および署名者との取引を継続することが不適切である場合には、乙は甲および署名者による本サービスの利用を直ちに終了させることができるものとします。

(4) 第3項の規定により、甲、署名者または担保提供者に損害が生じた場合にも、甲および署名者は、乙になんらの請求をしません。また、乙に損害が生じたときは、甲、署名者または担保提供者がその責任を負います。

第18条 合意管轄

本規定および本サービスに基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定および本サービスに関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条 サービスの停止・中止・解約

(1) サービス提供者は、次に掲げる事由が生じたときは、本サービスの提供を停止することがあります。

①サービス提供者およびタイムスタンプの発行局がサービスを停止したとき
②天災、戦争・反乱・妨害行為、世界的流行病、サービス提供者の責によらない電気、インターネットまたは電気通信上の機能停止、法規制の変更、本サービスで使用される第三者のソフトウェアについて使用許諾条件の変更等、サービス提供者が制御できない障害があるとき

③サービス提供者が、本サービスの運用上、本サービスの提供を停止するやむを得ない事情があると合理的に判断したとき

(2) サービス提供者は、次に掲げる事由が生じたときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- ①甲、署名者または他の関係当事者が違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において、本サービスを利用し、または利用するおそれがあるとき
- ②甲、署名者または他の関係当事者が直接または間接に、本サービスの他の利用者による利用に重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき

③甲、署名者または他の関係当事者が、サービス提供者または第三者に不利益若しくは損害を与える行為または損害を与えるおそれがある行為をしたとき

④甲、署名者または他の関係当事者の故意または過失により、第8条（ID等の取扱い）の規定に違反する等して、第三者が本サービスを利用したとき

⑤その他、甲、署名者または他の関係当事者が、本規定上の義務の履行を怠ったとき（怠るおそれがあることが明らかであるときを含む）またはサービス提供者が著しく不適切と判断する行為を甲、署名者または他の関係当事者が行ったとき

(3) 甲に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、乙はいつでも甲に事前通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくはその他裁判上の倒産処理手続開始の申立があった場合

②手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合

③甲の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合

④前三号のほか、甲の信用情報に重大な変化が生じたと乙が判断した場合

⑤解散その他営業活動を休止した場合

⑥署名者が死亡した場合

⑦本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合

⑧甲が不正な取引を行ったと乙が判断した場合

⑨甲が法律、命令、处分、規則、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると乙が判断した場合

⑩本規定、その他甲が乙との間で締結している約定・契約を解約した場合や違反した場合等、乙が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じた場合

⑪前各号に定めるほか、乙が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合

- (4) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、甲は本サービスにより締結した契約および当該契約に基づく債権債務が残存している間は、本サービスを解約することができません。なお、本サービス利用契約解約の効力は、乙が解約手続きを完了したときに生じるものとします。
- (5) 甲が前項により本サービス利用契約を解約する場合、お申込み区分「③解約」を選択して申込書を提出するものとします。なお、甲による申込書の提出から乙が解約手続きを完了するまでの間に生じた損害については、乙は一切の責任を負いません。
- (6) 乙が第4項により解約手続きを完了させて本サービス利用契約を解約した場合、乙は、甲に対しその旨通知することを要しないものとします。
- (7) 甲が乙との間で締結している銀行取引約定書が解約となった場合、乙は本サービス利用契約を解約します。

第20条 サービスの変更・廃止

- (1) 乙は、乙の都合により本サービスの内容を変更し、また、廃止することができます。この場合、甲、署名者または他の関係当事者は乙に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、または廃止によって生じた損害について、乙に対する賠償請求は行わないものとします。
- (2) 甲は、乙が本サービスを廃止する場合、乙が登録データを抹消することに異議を述べないものとします。

第21条 免責

- (1) 第19条の規定に基づきサービス提供者が本サービスの提供を停止または中止した場合、または乙が本サービス利用契約を解約した場合、これにより甲に損害が生じても乙は一切の責任を負いません。
- (2) ID、パスワードまたはPINコードの盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他不正使用により甲、署名者または他の関係当事者に損害が生じても乙は一切の責任を負いません。
- (3) 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が求められた場合、乙およびサービス提供者は甲の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続きに基づいて当該情報を開示することができます。情報を開示したことにより甲、署名者または他の関係当事者に損害が生じても乙およびサービス提供者は一切の責任を負いません。

- (4) 甲、署名者が提出した書面等に使用された印影を乙が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盜用その他の事故があつても、そのため生じた損害について、乙は一切の責任を負いません。
- (5) 甲が法人の場合、本サービスを利用して行う電子署名等の一切の行為について、署名者に対する権限の授与、その法人の必要な法的手続きおよび内部手続きは、甲の責任において行うものとし、乙はこれについて一切の責任を負いません。
- (6) 本サービスを利用したことによる甲、署名者または他の関係当事者の損害は、乙に重大な過失がある場合を除き、甲、署名者または他の関係当事者が一切の責任を負うものとします。なお、乙に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、通常生ずる直接の損害に限るものとします。

第22条 規定の変更

- (1) 乙は、本規定を、本サービスの仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、甲の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を乙のホームページへの公表その他適切な方法により公表し、甲の同意の有無にかかわらず、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (3) 本規定に定めのない事項については、乙所定の関連規定により取扱います。なお、本規定において定義のない用語で、乙所定の関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

以上